

三重県立総合医療センター診療報酬返還窓口業務委託企画提案コンペ選定要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県立総合医療センター診療報酬返還窓口業務委託企画提案コンペ実施要領に基づき三重県立総合医療センター（以下、「当院」という。）における診療報酬返還窓口業務を委託する者を企画提案コンペにより決定するに当たり、提案の選定方法について必要な事項を定める。

(適否評価)

第2条 選定委員会は、別紙1「三重県立総合医療センター診療報酬返還窓口業務委託企画提案コンペ適否評価表」に基づき、提案の適否評価を行う。ただし、提案の件数が7件以下の場合は、迅速化のため適否評価を省き、全ての提案を選定評価の対象とすることができる。

2 適否評価は、項目毎に「適」・「否」2段階の絶対評価で行い、全ての項目について「適」と評価された提案を選定評価の対象とする。

(書面審査)

第3条 選定委員会は、前条の規定に基づき書面審査の対象となった提案について、書面審査による選定を行う。ただし、提案の件数が7件以下の場合は、迅速化のため書面審査を省き、全ての提案を選定評価の対象とすることができる。

2 書面審査は、次条に定める選定評価方法を準用して行い、高得点のものから順番に5件程度を優良提案として選定のうえ、選定評価の対象とする。

(選定評価)

第4条 選定委員会は、選定評価の対象となった提案について、以下の各項により選定評価を行い、最優秀提案を決定する。

2 以下の各号のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時 令和7年5月15日（木）

（ただし、各提案者のプレゼンテーション予定時刻については、別途定める。）

(2) 場所 三重県立総合医療センター内

(3) 実施要領

ア 提案者側の参加人数は3名以内とする。

イ 紙ベースの資料は、各委員1部ずつ事前配布のうえ、会場に持参する。

ウ プロジェクターやタブレット端末は、提案者の判断により使用可とする。

エ 各提案者の時間配分は、概ね説明 20 分、質疑応答 15 分とする。

3 前項の規定に基づくプレゼンテーションの実施後、別紙2「三重県立総合医療センター診療報酬返還窓口業務委託企画提案コンペ選定評価表」（以下「選定評価表」という。）に基づき選定評価を行う。選定評価（配点）は、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で行い、以下の各号により行う。

(1) 選定評価表に示す項目毎に採点するが、各項目の配点方法については、次の例示に沿って行う。

【相対評価＝配点方法】

提案案件が2件の場合「2・1」で配点する。

〃 3件の場合「3・2・1」で配点する。

〃 4件の場合「4・3・2・1」で配点する。

〃 5件の場合「5・4・3・2・1」で配点する。

〃 6件の場合「5・4・3・2・1・1」で配点する。

〃 7件の場合「5・4・3・2・2・1・1」で配点する。

(以下同様)

(2) 評価項目①及び④については、配点に2を乗じる。

(3) 各委員の採点の総合計点により、高得点のものから順番に5件を優秀提案とする。

(4) 委託費の評点については、(3)の優秀提案について、委託費の低いものから順に「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で行い、配点に2を乗じる。

ただし、優秀提案が5件未満の場合は(1)の例示による。

(5) 最終的に最高得点のものを最優秀提案として決定する。

(6) 最高得点のものが複数ある場合は、委員の協議によって決定する。ただし、意見の一致を見ない場合は、出席委員の採決によって決定する。さらに、出席委員の採決が同数の場合は委員長が決定する。

(7) 選定評価の対象となった提案が1件であった場合、第2項のプレゼンテーションを行ったうえ、別紙1「三重県立総合医療センター診療報酬返還窓口業務委託企画提案コンペ適否評価表(1者の場合用)」を準用し、項目毎に適否による評価を行い、全ての項目について「適」と評価された場合は、最優秀提案として取り扱う。